

■ 保育所等の災害発生時等における臨時休園の基準

警戒レベル	市からの情報	防災気象情報等	住民に求める行動	保育施設等の対応基準	
				開所前 (登園前)	開所中 (保育中)
警戒レベル5	緊急安全確保※	大雨特別警報 氾濫発生情報など	・ 生命を守るための最善の行動をとる	臨時休園	臨時休園 ※今後の気象状況、被災状況、園の立地場所、周辺の道路状況等、各園の個別事情により、園児にとって一番安全な方策での降園方法を考慮し、降園の措置をとることができる。 ただし、園周辺の被災状況等によっては、子どもを避難場所に移動させ、避難場所で保護者への引き渡しを行う。
警戒レベル4	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報など	・ 危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。		
警戒レベル3	高齢者等避難	大雨警報 氾濫警戒情報など	・ 危険な場所から高齢者等（要配慮者を含む。以下同じ。）は避難 高齢者等は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に非難するタイミングである。	開園	※ただし、以後の事態の悪化（警戒レベルの引き上げ）を考慮し、臨時休園を判断する場合がある。
警戒レベル2	—	大雨注意報 洪水注意報など	・ ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認	開園	
警戒レベル1	—	早期注意情報	・ 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める		

※災害の状況を確実に把握できるものでない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

〈留意事項〉

- ① 上記基準等により臨時休園とした場合においても、保護者が災害発生の状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等であって、かつ、施設での保育の提供が必要な場合は、施設長の判断により、その子どもを受け入れることができる。
上記基準のほか、その運用に当たっては、施設長が災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況（予見される場合を含む。）を把握したうえで、対応を判断する。また、施設長による判断が困難な場合は、市と協議したうえで、決定することができる。
- ② 上記警戒レベル2以下であっても、以後の事態の悪化（警戒レベルの引き上げ）を考慮し、臨時休園を判断することができる。